

多久市グリーンパーク条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 1 0 号

多久市グリーンパーク条例の一部を改正する条例

多久市グリーンパーク条例（令和 4 年多久市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表個人使用の部を次のように改める。

|      |         |           |       |             |
|------|---------|-----------|-------|-------------|
| 個人使用 | 多目的広場   | 1 日使用     | 一般    | 2 0 0 円     |
|      |         |           | 高校生以下 | 1 0 0 円     |
|      |         | 回数券（6 枚綴） | 一般    | 8 0 0 円     |
|      |         |           | 高校生以下 | 4 0 0 円     |
|      |         | 年間パスポート券  | 一般    | 1 , 6 0 0 円 |
|      |         |           | 高校生以下 | 8 0 0 円     |
|      | パークゴルフ場 | 1 日使用     | 一般    | 3 0 0 円     |
|      |         |           | 高校生以下 | 1 0 0 円     |
|      |         | 回数券（6 枚綴） | 一般    | 1 , 2 0 0 円 |
|      |         |           | 高校生以下 | 4 0 0 円     |
|      |         | 年間パスポート券  | 一般    | 2 , 4 0 0 円 |
|      |         |           | 高校生以下 | 8 0 0 円     |

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用料の額は、この表により算出した額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。ただし、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 回数券及び年間パスポート券の使用料の額は、用具使用料を含むものとする。

#### 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。